

厚生常任委員会

平成22年8月17日午前9時00分から第1会議室で開かれた。

1. 出席委員

◎辻 善次	○小林 誠	宮崎 和彦
吉野 俊明	飯高 昭二	里川宜志子
中西 議長		

2. 理事者出席者

町 長	小城 利重	副 町 長	池田 善紀
総 務 部 長	清水 建也	住 民 生 活 部 長	西本 喜一
福 祉 課 長	佐藤 滋生	福 祉 課 参 事	清水 修一
同 課 長 補 佐	中原 潤	国 保 医 療 課 長	西 卷 昭 男
国 保 医 療 課 参 事	寺田 良信	同 課 長 補 佐	猪 川 恭 弘
環 境 対 策 課 長	栗本 公生	同 課 長 補 佐	峯 川 敏 明
住 民 課 長	清水 昭雄	健 康 対 策 課 長	西 梶 浩 司
同 課 長 補 佐	増井つゆ子		

3. 会議の書記

議 会 事 務 局 長	藤原 伸宏	同 係 長	安藤 容子
-------------	-------	-------	-------

4. 審査事項

別紙の通り

開会（午前9時00分）

署名委員 里川委員、小林委員

委員長

おはようございます。

それでは、厚生常任委員会を開会し、本日の会議を開きます。

町長の挨拶をお受けします。 小城町長。

（ 町長挨拶 ）

委員長

それでは最初に、本委員会の会議録署名委員を私より指名いたします。

署名委員に、里川委員、小林委員のお二人を指名いたします。お二人にはよろしく願いいたします。

本日予定しております審査案件は、お手元に配布しておりますとおりでございます。

はじめに、1. 継続審査案件であります（1）環境保全及びごみ減量化・資源化の推進に関することについてを議題といたします。

理事者の報告を求めます。 栗本環境対策課長。

環境対策
課長

それでは、継続審査であります環境保全及びごみ減量化・資源化の推進に関することにつきまして、6月の定例議会以後の取り組み状況、あるいは今後の事業予定につきまして、ご説明申し上げます。

まず、去る7月15日・16日の2日間、当町で開催されました第7回地球環境を考える自治体サミットであります。第7回地球環境を考える自治体サミットは、去る7月15日・16日の2日間、いかるがホールを主会場にサミット加盟25自治体のうち、鹿児島県志布志市長、鳥取県北栄町長、徳島県上勝町長の3首長をはじめといたします9自治体とオープン参加で1自治体、計10自治体に参加し、開催されたところでございます。

1日目でございます7月15日は、午後2時より講演会を開催をいたしました。講演会は2部構成で実施し、まず、はじめに徳島県上勝町 笠松町長より、「究極のごみゼロ社会を目指して」と題して、そして第2部では、NPO法人ネットワーク地球村代表の高木善之さんをお招きし、「選択可能な

未来～美しい地球を子どもたちへ～」と題しまして、それぞれご講演をいただいたところでもあります。

なお、当日は、町議会の皆様や県内自治体関係者、一般住民の方にも傍聴いただいております、計200名の参加をいただいたところでもあります。

2日目であります7月16日は、サミット加盟8自治体によりまして、総会及び「地球温暖化防止に向けての各自治体の果たすべき役割」と題しましてのサミットが、中宮寺の鳩和殿をお借りいたしまして開催をいたしました。総会・サミットでは、次年度、第8回開催までに各加盟市町村の具体的な地球環境負荷低減の目標を定め、第8回開催時にその成果を報告しあうのはどうかといった提案がなされ、それにつきまして、予定時間を過ぎるほど活発な議論が交わされたところでもあります。最終的には、サミット宣言に記載されました「2020年までにごみ焼却・埋立てをゼロに近づける最大限の努力をする」、「日々の暮らしにおける二酸化炭素排出の削減を進める」という2件につきまして、次年度、第8回開催時に、各市町村の取り組み状況を報告することで取りまとめられたところでもあります。

委員の皆様にも、初日の講演会にご参加いただきましたことに対しまして、お礼申し上げます、簡単ではございますが、第7回地球環境を考える自治体サミットの開催報告とさせていただきます。

次に、8月2日から指定袋によります搬入に変更となりました事業系ごみ対策の今日までの経過であります。

6月28日付で、これまで搬入登録申請のありました100事業所に対しまして、事業用指定袋販売開始のご案内をするとともに、過去に搬入登録実績がありながら、まだ搬入登録申請のない33事業所に対しまして、再々度、搬入登録を促す文章を送付したところでもあります。

その結果、昨日8月16日現在で搬入登録されました事業所は140事業所となっております。また、販売いたしました指定袋は45リットル相当袋で1万4,940枚、30リットル相当袋で990枚となっております、処理手数料額にいたしますと248万9,400円となっているところでもあります。本格的に袋を購入されはじめられました7月中旬以降、これまで数回にわたり周知はしておりましたものの、若干の排出事業所より袋の値段等につきまして、窓口でご意見をおっしゃる事業所はございましたが、最終的

には、窓口にお越しいただきました事業所は、すべて袋を購入され、お帰りになられたところでもあります。

また、7月20日付けで、事業用指定袋制導入の撤回を求める請願が町内43事業所より書面で提出をされましたが、こちらのほうも、常時、町の処理施設に搬入をされております事業所につきましては、今日まで指定袋を購入をいただいているところでもあります。

次に、搬入状況であります。8月2日より、ごみピット以外の場所にごみを降ろして詳しく状況を確認する展開検査と呼ばれるものと、ごみピットへの投入の際の状況を確認する目視検査を連日実施しているところではありますが、これまでのところ、大きな問題もなく、スムーズに指定袋制に移行できている状況であります。

今後も、8月中は搬入されるすべての事業所の目視検査実施と、ランダムに搬入業者を選定いたしましての展開検査を連日行う計画にしております。

また、不正な搬入をさせないためにも、9月以降も連日、目視検査を実施するとともに、定期的に展開検査を実施し、指定袋以外での搬入はないか、チェック体制の強化を継続してまいりたいと考えてございます。

次に、10月から実施をいたします家庭からの木くず・草類の分別収集への準備状況であります。住民の方への周知につきましては、ごみ集積場所の管理等の関係もございまして、まず、各自治会長様に対しまして、6月11日付で事業の実施について書面でご通知し、その後、8月号広報紙におきまして、「家庭から出る木くず・草類の出し方が変わります」というタイトルで2ページにわたり、特集記事を掲載し住民の方に周知をしたところでもあります。

また、現在、家庭用の木くず・草類、あるいは生ごみの分別収集の仕方を新たに掲載するため、「斑鳩町のごみの分け方・出し方」の改訂版を作成しております。8月下旬ごろには各世帯に配布の予定であります。

さらに、各自治会長様に周知をした際、ご希望があれば分別説明会を開催する旨をお伝えしております。これまでに1自治会より開催希望を受けているところがございます。

今後は、9月中旬に、再度、住民の皆様分別収集開始のお知らせを回覧等で行い、十分周知をしたうえで実施できるように計画をしているところで

あります。

なお、8月号広報紙で掲載後、住民の方から寄せられました意見といたしましては、剪定くずを出すために、すでに大量の可燃ごみ袋を購入してしまったので、袋を交換してほしいといった相談を受けておりまして、木くず・草類用の指定袋が出来次第、交換に応じる旨を回答しているところであります。また、少ししか草類が出ないのに、木くず・草類用の袋を購入したら、余計な袋代がいるといった苦情も若干ございましたが、少量の場合、今までどおり可燃ごみ袋に入れていただけることを説明いたしますと、納得いただけたといったこともあったところでございます。いずれにいたしましても、今回の事業は、焼却処理量の削減、また、資源の有効利用を図るため行うものでありまして、10月以降の排出状況を確認しながら、しかるべき対策を講じてまいりたいというふうに考えているところであります。

最後に、委員の皆様には、電話で速報をお知らせいたしましたでしたが、改めまして、ごみ収集車からの出火事故につきまして、この場をお借りいたしましてご報告させていただきます。去る7月27日午前8時40分ごろに龍田西方面で不燃ごみを収集中、パッカー車内で爆発音がしたのを収集員が確認をいたしました。そのため、収集を中止し、最終処分場に戻ろうと北庄地内を走行中、後方より煙が出てきたため、家屋に影響のない健民運動場駐車場で、ごみを降ろしたところ、ごみが炎上し、車内にありました消火器で消火したものの、火の勢いがきつかったため、西和消防署に通報し、消防署により消火していただいたものでございます。

原因といたしましては、一番、火の勢いが強かった場所から、ガス抜きした形跡のないカートリッジガスボンベが大量に発見されたことから、ガスが入っていたボンベが圧縮により爆発し、何かに引火したのではないかと考えているところであります。

なお、この事故によりまして収集員にケガはなく、また、収集車も損害は受けませんでした。ひとつ間違えれば大惨事となったことから、9月号広報紙におきまして、今回の事故の消火作業の写真を添えて、啓発文章を掲載する予定にしております。

いずれにいたしましても、このような事故を防ぐには、住民の方々の正しい分別が不可欠でありますので、今後も、あらゆる機会を通じまして、正し

い分別の仕方を周知してまいりたいと考えているところであります。

以上をもちまして、継続審査であります環境保全及びごみ減量化・資源化の推進に関することについてのご説明とさせていただきます。

委員長 報告が終わりました。質疑、ご意見があればお受けいたします。
里川委員。

里川委員 事業系のごみやったり、剪定枝葉のごみの収集方法が変わるという中で、特に事業系のごみについては袋代も高いということのなかで、事前にいろいろな事業者さんの状況、ご意見あったように思うのですが、その中で特に今説明のあった7月20日に町内43事業者のほうから撤回を求める、今回の改正についての撤回を求める請願書が町のほうに提出されているということなんですが。これ、内容、できましたら町に提出された請願書の内容っていうのを、私達も見ておきたいなというのと、それと、町のほうはこの請願に対してどのように対応するのか、今後ですね。ご意見、町の考え方っていうのをお聞きしておきたいなというふうに思います。

委員長 今、里川委員から請願書の内容ということですがけれども、これはもう内容というのは、請願書を見たいということですか。

里川委員 できたら、内容ね。どんなふう書いてあるか。

委員長 請願書のコピー、写しは委員に配布はできるのかな。まず1点目、それだけ。 西本住民生活部長。

住民生活部長 文面につきまして、そうしましたら、コピーをさせていただきたいと思えます。とりあえず、コピーをしましょうか、朗読しましょうか。

委員長 先にコピーして、見てもらうということで、後の質疑については、そのコピー配布後に回答ということによろしいですね。

先にコピーしていただくということで、次の質疑の答弁だけお願いしま

す。

住民生活 この請願書につきましては、斑鳩町内事業系排出事業者一同が作成し、各
部長 店舗が署名されましたもので、それぞれの店舗が署名をした月を見ますと、
およそ5月頃の署名でございました。で、この請願に対する回答は必要ない
ということをごさいますて、43事業所に対しまして、町のほうからは回答
はいたしておらない状況でございます。

委員長 この内容以外で質疑があれば、今。
そうしたら1件、私のほうから。ごみ収集車の事故の件ですけれども。昨
年も若干2、3件あったと聞いておりますねんけれども、そのへんの内容を
ちょっとすいませんねけど。 栗本環境対策課長。

環境対策 今回のような火災事故については、平成21年度については3回発生をし
課長 ております。なお、平成20年度、19年度については発生をしておりませ
ん。それぞれの出火事故の原因は不明でありますけれども、いずれの出火事
故の際にも、底が抜けたようなカートリッジのガスボンベがごみの中から発
見されていることから、ガスボンベが何らかの要因になっているのではない
かというふうに考えているところであります。

委員長 今回特に大きな災害、被害はなかったんですけれども。広報でも協力求
めてもらうのは結構だと思いますけれども。十年前か以前か、ガス抜き器を
各家庭に配布されていますけども。これらも、ガス抜いても、本来は有害ご
みになりますけれども。そのへんもPR兼ねながら。もし市街地内でああい
う事故があったら、かなり大変な事故になるというのは予想されますので。
そのへんも含めて、あれもひとつのPRかなというような。金100円ぐら
いかなと思いますけれども、ちょっとわかりませんが。車1台5、6
00万円するけれども、それらを考えたら費用対効果もありますので、その
へんも一応検討してもらうのと、今後の対策について十分検討をお願いした
いと思います。これは要望だけで結構ですけれども。また来年度予算にも関
係しますので。

ちょっと休憩します。

(午前9時19分 休憩)

(午前9時23分 再開)

委員長 それでは再開します。 宮崎委員。

宮崎委員 ちょっと今、パッカー車のやつで、ガスボンベの啓発していただけるということで、この前、私も聞いたんですけれども。今、斑鳩町のほう、水銀のほうの、水銀かなりきついみたいで、よその各市町村の炉が停止しているというような状態もあるんですけれども。斑鳩町では、水銀というか、蛍光灯、体温計ですかね、そのへんの処理は住民の方ははしていただいているんですかね。もし、今のところ大丈夫だと思うんですけれども、啓発しはんねやったら、それも啓発しておいていただいたらどうかなと思うんですけれども。

環境対策課長 蛍光管、あと体温計等につきましては、当町では有害・危険なごみとして、年4回収集をして、北海道のほうで適正にリサイクル処理をされている状況であります。年6回、ごみの組成調査というのをしておるんですけれども、その中で、今日まで蛍光管や体温計が発見されたということはございませんので、住民の方々は適正に分別をしていただいているものというふうに考えております。また、今回、ガスボンベの啓発をいたしますので、その際にも水銀等の啓発もあわせてやっていきたいというふうに考えております。

委員長 里川委員。

里川委員 先ほどの委員長の提案にありましたガスボンベのガス抜きをするの、各家庭でも購入したらいいんだろうとは思いますが、委員長も提案されておりましたけれども、私もできたら、食廃油なんかを持ってきたときに、リサイクル商品をいただいたりするんですけれども。「どれか選んでください」ということでいただいているんですけれどもね。そういうなかにも、できたらガス抜きするものなんかも含めて、「どれがいいですか」と、リサ

イクルに取り組んでいる方なんかも含めて、欲しいなと思う物、なかなか今ある商品やったら同じものばかりでね、なかなかこれもあんまり欲しないねんけれども、どうしようかということになっていますので。食廃油のほうも進めていく中で、取り替えていただけるものというのを幅広くもうちょっと考えていただくとともに、そういう中に、今、委員長がおっしゃられたガス抜きするものなんかも景品のひとつとして入れていただけたらうれしいかな、ありがたいかなというふうに思いますので、また検討していただけたらと思います。

(追加資料：請願書のコピーを配布)

委員長 答弁はよろしいですね。それでは、今、請願が配布されましたので、これについては、内容だけちょっと。 西本住民生活部長。

住民生活部長 それでは、今の請願書を朗読させていただきます。

(追加資料：請願書 朗読)

住民生活部長 こういった形で請願書が提出されております。

委員長 この請願に対して、他にご意見、継続審査でもけっこうですけれども。里川委員。

里川委員 一応ですね、5月にこういう署名を集められたあと、町としては、各事業者さんのほうに説明もしながら、それが7月20日に、署名を集められたのは5月やけれどもね、7月に出てきたと。2ヶ月差もあるんですが。その間に、いろんな説明をし、誠意をもって担当課が対応してくれていたということ、私も承知をしているんですけどもね。この間に、2ヶ月近くあるなかで、対応していただいていたのに、7月20日にこんなふうに出てきたっていうのは、ちょっと、こちらとしても、議会としましてもね、対応してくれていると思っていたけれども、そうではなかったのかなと、ちょっと不安

に思っているところなんです。そして、不安に思っているところ、町は、回答の必要なしというふうに考えておられるということなんですけれども。それで、果たして、事業系のごみの指定袋導入というのが成功というふうな形で、私達も理解できるのかどうか。うまく事業者さんたちも納得していただいて、斑鳩町は取り組めたというふうに思っているのかどうかについて、今、非常に不安をおぼえているところなんです。再度、町の考え方につきまして、その後の、7月20日以降の、受けた後の取り組みもあるかと思うんですが、少し考え方、さらに聞かせていただけたらと思います。

町長 これは、おそらく5月27日ぐらい集められて、私も仄聞ところによりますと、商工会の関係等について、商工会がこういうものに反対しているとかいろいろなことをおっしゃっていましたが、商工会そのものは扱いをしていなかった。まあ、そのままずっとこれ持っておられて、いろいろ担当の職員はできるだけ協力をいただいたというなかで、最終集められたものを、7月20日、私の所へ来られて、業者の方が来られて、そのときに、はっきりと申し上げております。

委員長 他にないですか。

(な し)

委員長 これをもって質疑を終結いたします。本件については報告を受け、一定の審査を行ったということで終わっておきたいと思っております。

次に、2. 9月定例会の付議予定議案について、あらかじめ説明を受けることといたします。

(1) 斑鳩町保育の実施に関する条例の一部を改正する条例について、理事者の説明を求めます。 清水福祉課参事。

福祉課参事 それでは、斑鳩町保育の実施に関する条例の一部を改正する条例(案)について説明をさせていただきます。

資料1でございます。末尾の要旨をごらんください。

(要旨朗読)

福祉課参
事

新旧対象表をご覧ください。3枚目でございます。

現在の保育料につきましては、児童の年齢とその児童の属する世帯の所得に応じて定められた額を徴収する方式になっており、町は、国の徴収基準額をもとに軽減率85%を乗じて決定しております。また、徴収金基準額表では、国においては7段階に分けておりますが、町は保護者の負担を軽減するため、10段階に細分化をしております。

今年度改正された国の保育所徴収金基準額表では、現在7段階に分けておるところを、所得の高い層、旧の第7階層では所得税413,000円以上だったのが、新では、第7階層が413,000円以上から734,000円未満となり、更に1階層を加え、第8階層734,000円以上に改正されました。その改正に伴い、町も国に併せて階層区分を、現行の10階層から11階層を設ける改正をいたします。

これによって実質的に影響が出るのは、所得税734,000円以上払っておられる方で、3歳未満の児童を預けている方のみであります。

次のページの備考の1でございます。前ページの金額表中の年齢区分の取り扱いについての定義であります。入所月の初日の年齢ではなく、その年度初日における年齢を適用する改正であります。例えばの例で申し上げますと、4月時点では2歳児で、6月に3歳の誕生日を迎える児童が、7月に入所する場合については、従前では、7月1日で3歳になっておりますので、3歳児の保育料を徴収しておりましたが、改正後は、4月1日現在の年齢である2歳児の保育料を徴収することになります。同じ学年で入所時期によって保育料が違うのは、不公平感が出ているということでの改正であります。

そして、備考の2は基準額表の変更に伴い、第7階層という文言を第8階層という文言に変更する改正であります。

また、8月7日に開催いたしました保育所運営委員会において説明し、一定のご理解をいただいておりますことを申し添えます。

それと、最初に説明いたしました要旨の最後のところ、平成22年度と申

しましたが、平成23年度から施行するであります。失礼をいたしました。
以上、説明とさせていただきます。

委員長 説明が終わりましたので、何かお聞きしたいことがあればお受けいたします。 里川委員。

里川委員 この改正については私も以前から国の方針が示されていて、斑鳩町はいつそれにのっかって改正するのかなというふうに思ってきた問題ですので、今度の9月議会でということで、結構かと思います。ただ、まあこの改正をやってもまた所得税の関係で言えば、また更なる改正が保育料については必要になってくるのかなというふうには思っておりますが、とりあえず23年度のスタートにつきましてはこういう体制でいくということだと思います。

で今、参事の説明にありました第8階層の3歳未満児に影響があるということなんですが、斑鳩町で言えばこの項目ですね、対象となるような世帯っていうのは実際あるのかなと。すごい今非常に高額所得の方なんですけどもね、こういうのは対象として実際あるのかどうかということについて、一定の調査をされているかということをお尋ねしておきたいと思うんですが。

福祉課参事 今のご質問でございますが、一番上の階層でございますが、去年の実績で申しますと、2世帯ございました。今年も2世帯ございます。73万以上の所得税払われる方は収入に、子どもが2人という一般家庭で申しますと、普通の控除を引いた中ででしたら、約1,100万円以上の収入がある方がこの階層に該当するということでございます。

里川委員 わかりました。私はあるのかないのかどうやろうと思ったらあったんだなと思って、すごく若い方の中にもそういうふうに高額所得の方もいらっしゃるんだという認識を持ちました。それとですね、保育料に関して、今回の改正はいいことだと思います。年度の初めの年齢で、ですからクラス編成をする時に、小学校へ上がる時には、同じ学年になるようなクラス編成の仕方を常に0才の時からやっていっていただくのが望ましい形かなというふうには思っておったんです。それで実際の、現状の斑鳩町の保育所の状況を、

私ちょっとこのところ何度か保育所のほうへ出向いて状況を見てますと、3歳児で預けられる方が非常に多くて、教室がまだ十分に確保ができないような状況が出てきているというような。定員はいけるんだけど、ある年齢に片寄りが出て大変であるということとか、それとか、斑鳩町は国基準に沿って職員の配置、国基準を上回る職員の配置を考えて、これまでやってきていただいているというふうには思っておるんですが、それで考えると職員の数若干少ないのではないかっていう、これまでの考え方でいくとね。若干少ないのではないかなということ、私ちょっと調査の中で感じた点があるんですけど、何か、子どもさん、何対何、0歳児でしたら3人に対して1人とか、1歳児やったら何人に対して1人とか、国基準があつて、そこに町の基準がこうしていてということがあつたと思うんですけどもね。その基準が、どうも職員さんの配置については若干減らされているんじゃないかという、気になる点がちっちゃい子どものところは私はあんまり基準さわってほしくない、大幅に基準越えてね、前から言ってるようにね、小さい子どもさんの発達への心配がある、遅れがあるとかいうのは、できるだけ小さい間に見つけて、療育教室など手当てをしながら子どもさんの早い内からの発達を促すということは、私はずっと前から言い続けている問題ですので。1対何人っていう数について低年齢の年齢のところでは減らされてはいないかと、職員の配置について気になる点があつたなあということ、ちょっと調査した段階でありましたので、その点についてまずお尋ねをしておきたいというふうに思います。

福祉課参
事

まず、たつた保育園で申しますと、0歳児がただいま10人おります。その中で保育士が4名、国の基準で申しましたら、まず0歳児は3対1、そして1歳児が6対1、2歳児が6対1の基準になっております。その中で、今0歳児が10名の中で保育士が4名。1歳児は18名おります、保育士は3名配置しております。2歳児は21名いてて4名の保育士の配置。かわりましてあわの保育園で申しますと、0歳児8名で保育士3名、1歳児31名で保育士6名、2歳児45名で保育士8名となつておる中で、国の基準は満たしておるということでご理解をお願いいたします。

里川委員

あわの1歳、2歳の人数もかなりおるなとびっくりしたんですけども。今言いました年齢による片寄り、町がね、教室の確保なんかで困っている状況っていうのがあるのかなということ、それらについてどんなふうにされているのか、1クラスね、3歳児やったらすごく申し込みが多くて、それが38とか39とかなっていった場合ね、町はどんなふうに対応しはんのかなと。今まさにそういう状況があったように私は思うんですね、3歳児かなんかであったように思うんですね。それと、国の基準がおかしいと思うんですが、1歳児でも1対6で、2歳児でも1対6ってね、私これなんでそうなんやろうって。やっぱり年齢が低いほど保育士さん1人に対して見る子どもの数っていうのは少ないっていうのは当たり前だろうと思うんですけどもね。まさに今ご説明のあった、たつたなんか1歳児を1対6で、国基準どおりにすると18人で3名と、ほんまに1人で6人を見る格好になっていると。2歳児さんでしたら21人で4名、ここだったら逆にですね、21で4名ということは1人5人と1人が余ってきますけどもね、5人程度で見れているという。ちょっと逆転しているような状況があると。1歳児っていうのはとても大変ですのでね、まだまだ1から10まで、0歳児とあまり変わらないくらい、1から10まで見てて世話をしてやらないかん、ひとり遊びとかも十分になかなかできない状況の中で、2歳児と同じ1対6っていうのは国の基準もどうかと思いますけども、町としては、これまで町も1対6でやっていたかなと、私は町はそうじゃなかったんじゃないかなと思ってたんですが。ちょっと町のこれまでの配置、それと年齢によって片寄りのあるところで、いわば定数を超えるような教室が十分に対応できないような年齢っていうのが出てきてるのではないかと、そしてそれについてどう対応しているかというところ、2点お聞きしたいなと思います。

福祉課参事

まず、今おっしゃっているように、1歳児は6対1、2歳児も6対1というのは一昨年までは1歳児は5対1と県の基準はございました。それは県の基準が去年から6対1という基準にかわっております。そしてもうひとつ、それに言えることでたつた保育所で例をあげますと、今、先ほど私が申しました、例えば1歳児は18人で3人みてる、2歳児は21人を4人でみてるということを申し上げましたが、それ以外に保育士が早朝で、4時間勤務で

ございますが7時から昼間での勤務の中で、早朝が2人置いております。そしてもう1人、延長保育で、昼から8時までの出勤の者が1人おります。その中で延長も減ってきているという中で、そういう足りない部屋に対しては、臨機応変という形でそこへ入れていく、そしてまたいつも言っておりますが、主任はフリー制にしておる中でそこへ入ってってもらっているということと、そしてもう1つはあわ保育園では、特に今年2歳児が45名という児童がおります。去年でしたら30名そこそこでしたのが45名という中で、あわ保育園では2歳児を2クラスに分けております。一時保育の部屋が今まで別にしておりましたが、ここ何年か前から延長保育が減ってきたという中で、年、年によって児童は多いということになればこちらの部屋に置いていくと、そして一時保育で今預かっている子どもは、普通の部屋に入って保育していると、そのような対応でやらせていただいております。

里川委員 今、国基準から県の基準もあり、そして県の基準が1歳児は1人に対して5人ということ saying いたのが、県の基準が1対6に変わってしまったという中で斑鳩町もそれに合わせて1対6になったと、県の基準に合わせてなったということなんですね。事情としてはわかるんですけども、できましたら私は先ほども申しましたように、小さい子どもさんであればあるほど、ですから健診についてもよくいろいろこれまで、乳幼児の健診についても申し上げてきましたが、発達の遅れ、そしてまた家庭環境でのいろんな、虐待を含めていろんな問題、こういうものを見て、子どもさん達の健やかな成長を斑鳩町としては全面的に応援していただくということについては、小さい子どもさんほど早く手当てをすればその子どもさんの成長に早くプラスになっていくということを考える中では、この点についてはまた今後も十分現場の状況を見る中で、職員の配置なんかについてもご検討していただきたいというふうに要望しておきたいと思っております。

それともう1点保育所の保育所の関係で言いますと、ある例がありまして、相談を受けたんですが、2人とか3人いっぺんに同じ保育所に入れましたら、保育料っていうのは2人目半額で、3人目はただになるということなんですけど、ただ、1番上の子どもさんを別の保育園に入れている場合ですね、そして2人目を斑鳩町に入れる、また逆に上の子は斑鳩町は入れるけれども

下の子が生まれてその子を途中から別の保育園に入れたということになった時にですね、この2人目っていうのは半額に、別の保育園に入れた場合半額にならないんですよ、ちょっと、これ確認をさせていただきたいと思います。

福祉課参事 今おっしゃった下の子が斑鳩の保育所、そして上の子が例えば違う保育所に行っておられると、それを2人目とカウントすると、それはなります。3人目もなります。だから2分の1、ゼロの適用はできます。就学前でしたら。

里川委員 それは幼稚園の場合もそういうことは可能でしょうか。

福祉課参事 可能です。

里川委員 今まさにね、2人目が産まれるとか3人目が産まれるという若い方の中でそのことがよく把握されていない状況っていうのがあります。ですから、さらにですね、広報のほうで、もう少し分かりやすく、若い方たちに見ていただけるような状況、分かりやすくお知らせをするということ、また心がけていただけたら、4月以降、これからのことですけども、4月以降についていろいろ今なんか考えておられるような状況がすごくありますのでね。また、できるだけ早いうちに広報でお知らせのほうしていただけたらと、そういうないようについてね、分かりやすく。私たちも、前にそういうふう聞いていたかなと思うんですけども、あんまり聞かれたら、えっ、どうやったかなと、ちょっと不安になりまして、お尋ねをさせていただきました。また子育て支援の中では、そういうふうに2人目、3人目と産んでいただけるということは非常にありがたいと思いますので、またそういういいことは広報をしっかりとっていただきたいというふうに思います。

委員長 他にございませんか。

(な し)

委員長

次に、(2)斑鳩町子ども医療費助成条例の一部を改正する条例について、また、これと関連いたしますので、3. 各課報告事項の(3)斑鳩町子ども医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則について、合わせて、理事者の説明を求めます。 面巻国保医療課長。

国保医療
課長

それでは、9月定例会の付議予定議案のうち、(2)の斑鳩町子ども医療費助成の一部を改正する条例、並びに各課報告事項の(3)の斑鳩町子ども医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則につきまして、あわせてご説明を申し上げます。

今回の改正につきましては、本町では、県の乳幼児医療制度を拡大して、医療費の助成を小学校・中学校までに対象を拡大して実施させていただいているところでございます。

この拡大部分の助成につきましては、現在、領収書等を添付した請求書を提出していただく、通常償還払制度の方法を採っているところでございますが、県において、乳幼児医療費助成制度に限り、市町村が単独で対象を拡大している部分につきましても自動償還制度にのっとりた取扱いがされることから、所要の改正を行うものでございます。

恐れ入りますが、資料2の斑鳩町子ども医療費助成条例の一部を改正する条例(案)をご覧くださいませでしょうか。

資料の2枚目の新旧対照表をもって改正の内容をご説明させていただきます。はじめに、第2条の「助成要件」についてでございます。

市町村が単独で、対象を拡大している医療費について、自動償還の手続きにのせるため、新たな資格証が発行されます。このため、県基準、町単独とに区分するため、それぞれの助成要件について、定義してまいります。

県基準となる就学前の子どもにつきましては「乳幼児」と定義し、町が対象を拡大している子どもにつきましては「本条例で規定する子どものうち、県基準となる乳幼児以外の子ども」と規定し、「就学児」として定義してまいります。

次に、第4条の「証明書の交付等」についてでございますが、これにつきましても、新たな資格証が発行されますことから、その証明書の交付対象を「乳幼児」から「乳幼児又は就学児」と改めております。

なお、現在、発行しております0歳から就学前の受給資格証である「乳幼児医療費受給資格証」については、変更なく、そのままご使用していただくこととなっております。

その他の改正につきましては、本条例中の「乳幼児」を「子ども」と改める等の文言の整理となっております。改正条例の施行日につきましては、平成23年1月1日を予定しております。平成23年1月診療分から適用となるよう考えているところでございます。

また、改正条例の施行までのスケジュールにつきましては、12月下旬までに対象者の方へ新たな資格証をお届けさせていただけるよう、議決を賜ったのち、速やかに対象者の方に資格証発行の申請書を送付させていただき、受付、口座情報等の登録を行ってまいりたいと考えております。

続きまして、各課報告事項の(3)の斑鳩町子ども医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則につきましてご説明させていただきます。資料の6をご覧くださいませでしょうか。

ただいま、ご説明を申し上げました「子ども医療費助成条例」の改正にともない、本規則中の文言を整理するとともに、新たな資格証の発行につきまして規定するものでございます。また、施行日につきましては、改正条例の施行日と同様に平成23年1月1日を予定しております。

恐れ入りますが、資料の新旧対照表をもって、改正規則の内容をご説明させていただきます。第3条の「証明書の交付」につきましては、市町村が単独で、対象を拡大している医療費について、自動償還の手続きにのせるため、新たな資格証が発行されることから、その資格証の名称を県内統一の名称となっている「子ども医療費受給資格証」とし、その交付の手続きを規定してまいります。その他の改正につきましては、本規則及び様式中の「乳幼児」を「子ども」と改めるものでございます。

以上、簡単ではございますが、斑鳩町子ども医療費条例等の一部を改正する条例につきましてのご説明とさせていただきます。

どうぞ、よろしくお願い申し上げます。

委員長

説明が終わりましたので、何かお聞きしたいことがあればお受けいたします。

(な し)

委員長 これにつきましても、今まで委員会のほうでいろいろ要望させていただいて、大変理事者の方々ご苦労様でございます。ありがとうございます。

それでは、次に、(3) ハイブリッド塵芥収集車(ロータリープレス車)購入について、理事者の説明を求めます。 栗本環境対策課長。

環境対策
課長 それでは、9月定例会に付議を予定しておりますハイブリッド塵芥収集車(ロータリープレス車)購入につきまして、資料3にもとづきましてご説明をさせていただきます。

衛生処理場におきまして、可燃ごみ収集に使用いたします塵芥収集車でございますロータリープレス車、通称ロータリー車の購入に伴いまして、予定価格が700万円を超えますことから、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分に関する条例第3条及び地方自治法第96条第1項第8号の規定にもとづきまして、議会の議決を得ようとするものでございます。

現在、塵芥収集車は、プレスローダー車、いわゆるパッカー車6台に対しまして、ロータリー車が1台という状況でございます。

パッカー車は、廃棄物を押し込んで収集するため、どのような廃棄物にも対応できますが、ロータリー車は攪拌させながら押し込んでいくため、硬質、硬い廃棄物には適せず、可燃ごみ中心の対応にはなりませんものの、攪拌する分、パッカー車よりも多くのごみが積込めるのが利点であります。

そういったことから、可燃ごみ収集の効率化を図るため、今回、ロータリー車を増車させていただくこととし、地球環境への負荷低減を図るため、電気モーターとディーゼルエンジンで走行できるハイブリッド塵芥収集車を購入するものであります。

契約の方法につきましては、地方自治法施行令第167条にもとづきます指名競争入札によることといたしまして、去る7月30日に入札を執行いたしました。入札予定価格に達せず、不落となったところであります。

その後、最低入札価格業者と交渉いたしました結果、町の予定価格以下の金額で合意に達しましたので、地方自治法施行令第167条の2第1項第8

号の規定にもとづきまして随意契約とさせていただくものでございます。

なお、契約業者は、三菱ふそうトラック・バス株式会社 近畿ふそう奈良支店長 坂井勝男で、契約金額は780万1,500円でございます。

去る8月2日に仮契約を締結し、9月定例会におきまして議決いただきましたならば、本契約を締結したいと考えておりますので、何とぞ温かいご理解をいただきますようお願い申し上げます。

なお、6月の委員会でもご報告しておりますとおり、今回、購入の議決をお願いいたしますハイブリッド塵芥収集車には、先のいかるがの里クリーンキャンペーンで、参加者の皆様より選ばれました環境標語の小学生の部、一般の部、それぞれの最優秀作品を両ボディに掲載して、住民の皆様へ啓発をしていく予定にしております。

以上、9月定例会付議予定議案でありますハイブリッド塵芥収集車（ロータリープレス車）購入についてのご説明とさせていただきますので、よろしくをお願いいたします。

委員長

説明が終わりましたので、何かお聞きしたいことがあればお受けいたします。

(な し)

委員長

これにつきましても、環境に配慮するということで、今後、維持管理ともよろしくをお願いいたします。

以上で、9月定例会の付議予定議案については、あらかじめ説明を受けたということで終わります。

次に、3. 各課報告事項について、(1) 斑鳩町心身障害者（児）福祉タクシー実施要綱の一部を改正する要綱について、と、(2) 斑鳩町在日外国人障害福祉手当支給要綱の一部を改正する要綱については、いずれも療育手帳の区分名称の変更に伴う要綱改正ですので、一括して理事者の報告を求めます。 佐藤福祉課長。

福祉課長

それでは、斑鳩町重度心身障害者（児）福祉タクシー実施要綱の一部を改

正する要綱について、(2)斑鳩町在日外国人障害福祉手当支給要綱の一部を改正する要綱について、一括して説明させていただきます。

まず資料4をお願いいたします。改正案と新旧対照表、そして末尾に要旨をつけております。なお、この内容につきましては、5月19日の厚生常任委員会で説明いたしました療育手帳の「障害の程度」欄の表示の変更に伴います要綱の変更でございます。よろしく申し上げます。

まず要旨をご覧いただきたいと思います。末尾でございます。

(要旨朗読)

福祉課長

具体的な説明をさせていただきますと、下段の「記」の以下になりますが、現在はA(最重度・重度)、B(中度・軽度)を、A1(最重度)、A2(重度)、B1(中度)、B2(軽度)に変更するものでございます。

なお、旧区分で表示されている手帳につきましても、改正後も有効で、新しい手帳に更新されるまでは、旧区分の障害程度の変更がされるものではないでございます。

それでは、1ページ前に戻っていただきまして、新旧対照表をお願いいたします。(対象者)、第2条第3号で、アンダーラインのところでございますが、右側の旧では、「別表に規定する重度(A)の認定を受けた者」を、左側の新では、「重度(A1またはA2)の認定を受けた者」に変更しております。

次に(2)資料5でございます。斑鳩町在日外国人障害福祉手当支給要綱の一部を改正する要綱について、説明させていただきます。

同じく資料には、改正案と新旧対照表、そして末尾に要旨をつけております。なお、末尾の要旨につきましては、先ほど説明させていただきました、斑鳩町重度心身障害者(児)福祉タクシー実施要綱の一部を改正する要綱についてと同一ですので省略させていただきます。よろしく申し上げます。それでは1ページに戻っていただきまして、上から2枚目の新旧対照表をお願いいたします。(定義)、第2条第2号で、最下段のアンダーラインのところでございます。右側の旧では、「その障害の程度がAとされている者」を、左側の新では、「A1またはA2とされている者」に変更しております。

ます。以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。よろしく
お願い致します。

委員長 報告が終わりましたので、何かお聞きしたいことがあれば、お受けいたし
ます。これにつきましても、前回の5月18日の委員会で説明を受けており
ますので、よろしく願いいたします。 里川委員。

里川委員 ちょっと分からないので教えていただきたいのですが、こういうふうに分
かれていくと。旧区分の表示は改正後も有効でありますよと。新しい手帳に
更新されるまでは、ということなんです。この療育手帳っていうのは、手
帳の更新とかいうのは期限とかそういうのがあるんでしょうか。更新する
ときの際のなんか、医療機関での医師のなんかね、書いてもらうものとか、そ
ういうのがあって、更新が何年かごとにしていかんなあかんというような形
になっているのかどうか。そのへんが療育手帳について、ちょっと私も認識
がなかったので、ちょっと教えていただきたいと思います。

福祉課長 更新の年数でございますけれども、それは例えば3年ごととか、全てそれ
に統一されているというものでなくて、その方、その方によってかわります。
ですので、年少の方については一般的には短い。それと完全に固定されてい
る方については、次の更新は不要であるということで、特別のことがないか
ぎり、それがそのまま有効になるという方も現状、実際におられます。です
んで、さきほど言いましたように期間的には決まっておらない。その方、そ
の方によってかわるということでございます。それから、その更新が必要と
なった場合の医師の診断書、これは当然必要でございます。

里川委員 私、思ったのは、今、年配の方だったら、症状固定で更新する必要がない
ということで。今は、Aだった方のA1・A2をそのまま採用しているから
いいんですけれどもね。今後、何かこういう制度を利用するときに、Aでも
A1とA2が分かれてしまうような制度の利用状況についてね、ことがあつ
たときにややこしいのでね、そういうことは考慮されて、今までのAがそ
ういうふうに更新されていないということもきちっと考慮に入れていただい

てのいろんなサービス利用とか、そういうときにA1・A2と今、分けては
るんやけれども、充分そのへんも県と相談をしながら、きちっとサービス
を受けれるようにしていただけたらなど。なかなか4段階に統一する
ということは時間がかかるし、難しいことだろうけれども。そういうところ
だけ注意しておいていただけたらということで、意見として申し上げてお
きたいと思います。

委員長 他にございませんか。

(な し)

委員長 次に、(4) 生き生きプラザ斑鳩の保健・福祉一日楽学の実施について、理
事者の報告を求めます。 西梶健康対策課長。

健康対策 生き生きプラザ斑鳩の保健・福祉一日楽学の実施についてご報告させてい
課長 いただきます。お手元に、「生き生きプラザ斑鳩で楽しく学ぼう～保健・福祉
“一日楽学”～」のチラシをお配りさせていただいております。

保健・福祉の活動拠点としての生き生きプラザ斑鳩に、世代を越えてより
多くの皆様方にご来館をいただき、健康づくりや福祉などについて楽しく学
び認識を深めながら、つどいの広場、歩行浴室、足湯や喫茶等もご利用いた
だき、一日をゆっくり楽しんでいただくということで「一日楽学」というタ
イトルをつけさせていただいたところでございます。

講座は、月曜から金曜日の午前9時から午後5時までとし、町在住の方で、
概ね10人以上のグループの方を対象としております。

講座内容は、チラシの裏面に掲載させていただいておりますが、福祉・介
護・健康づくり講座・健康づくりDVDの中から選んでいただき、講師につ
きましては、福祉課・社会福祉協議会、健康対策課職員等により実施するこ
ととしており、気軽に楽しくご利用いただけるような施設になるよう努めて
まいりたいと考えております。

8月のお知らせ版、またホームページ、チラシ等で周知を図り、9月1日
から受け付けを行い実施してまいりたいと考えておりますのでご報告させ

ていただきます。以上でございます。

委員長 報告が終わりましたので、何かお聞きしたいことがあれば、お受けいたします。

(な し)

委員長 次に、(5) 奈良県健康づくりモデル事業の実施について、理事者の報告を求めます。 西梶健康対策課長。

健康対策 奈良県健康づくりモデル事業の実施についてご報告させていただきます。
課長 県は、安心して健やかに暮らせる健康長寿県をめざしまして、7月5日に本部長を知事とし、「健康長寿文化づくり推進本部」を設置しました。

今年度の取り組みとして、高齢社会の進展に備え、地域のかかりつけ医や保健師等が参画する健康づくり事業を、今後一定の間、市町村で実践・継続することにより、県民による「健康長寿文化」の醸成を図ることを目的として、健康づくりモデル事業を実施するものであります。

当町は、このモデル事業の指定を受けたことから、町医師会、学校PTA、栄養士会等の協力を得て、次世代を担う子どもの健やかな成長のために、「子どもの健康づくりについて」取り組んでまいりたいと考えております。

事業につきましては、生き生きプラザ斑鳩で実施することとしております。まず、子どもの食生活の現状から、保護者とともに子どもの健康について考える機会を持つということで、9月18日(土)・21日(火)に「中学生の食生活について」の講義と調理実習を実施することとしております。

また、9月18日(土)の午後からは、日常生活を振り返り、家庭での健康管理について考える機会を持つということで、親子で骨密度測定を受けていただき、また、健康相談、栄養相談、歯科衛生士による相談なども実施する予定をしております。

10月15日(金)には、思春期の健康管理について、親は何ができるのか。ということから、講師に新谷先生を迎えまして「子宮がん検診と子宮頸がん予防ワクチンについて」の講演をお願いしております。

11月には、助産師による「思春期について」の講演を予定しております。
なお、事業にかかります経費については、予算の範囲内で県が負担することとなっております。

啓発につきましては、広報や学校を通じて保護者の皆様方に周知を図ることとしております。以上で、奈良県健康づくりモデル事業の実施についての報告とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、何かお聞きしたいことがあれば、お受けいたします。

(な し)

委員長 次に、(6)平成22年度斑鳩町一般会計補正予算(第6号)について、理事者の報告を求めます。佐藤福祉課長。

福祉課長 平成22年度一般会計補正予算(第6号)のうち、厚生常任委員会が所管します補正につきまして報告いたします。

資料7をお願いいたします。平成22年度一般会計補正予算(第6号)歳入、歳出総括表(案)により説明させていただきます。

まず、歳入補正予算でございます。第9款、地方特例交付金の児童手当及び子ども手当特例交付金では、この交付金は児童手当の拡充と子ども手当創設に伴い、地方負担増加分に対応する交付金で、今回金額が確定したことにより、595万3千円の減額補正をお願いするものでございます。

続きまして下におりでいただきまして、第14款、国庫支出金の衛生費国庫補助金では、浄化槽設置整備事業補助金の増額に伴い、国の循環型社会形成推進交付金の交付決定を受けたことから、129万8千円の増額補正をお願いするものでございます。

続きまして、第15款、県支出金の衛生費県補助金では、衛生費国庫補助金と同様に、国の循環型社会形成推進交付金の交付決定に伴い、県の浄化槽設置整備事業費補助金の交付を受けることから、129万8千円の増額補正をお願いするものでございます。次に、第17款、寄附金では、福祉費への

寄附金として12万5千円の増額補正でございます。

続きまして、歳出補正予算でございます。裏の方でございます。第3款 民生費 社会福祉総務費として、人件費所要額の減として、645万7千円の減額をお願いするものでございます。

同じく、福祉基金への積立で1万3千円の増額です。なお歳入の12万5千円との差額11万2千円につきましては、寄付者の意思により児童福祉の充実に充当を予定しております。

次に、あゆみの家管理運営費といたしましては、あゆみの家のエアコンが故障したことに伴います工事費73万5千円の増額補正であります。

次に、障害福祉費といたしまして、障害福祉内部事務で183万6千円の増額、これにつきましては、平成21年度の障害者自立支援給付費等国庫負担金の精算による超過受入れの返還でございます。

次に、ふれあい交流センターいきいきの里管理運営費として、エアコン室外機等の緊急修理に伴います109万9千円の増額補正でございます。

次に、介護保険事業繰出費として、33万1千円の減額をお願いするものでございます。

次に、児童福祉総務費で、人件費所要額の減として、622万8千円の減額をお願いするものでございます。

続きまして、第4款 衛生費 感染症予防費として、日本脳炎の予防接種について、厚生労働省の通知により平成17年5月から積極的な勧奨を差し控えておりましたが、新ワクチンの安全性が確認されたことをうけ、平成22年度から3歳児の初回接種の積極的勧奨を再開することとなったことから、713万5千円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、し尿処理費として、生活排水による公共水域の水質汚濁を防止するため、浄化槽を設置される方に対し、予算の範囲内で補助金を交付しておりましたが、今年度においては、住宅開発の増加等により補助申請が突発的に増えたことから、10基分の追加補助を行うこととし、所要額389万4千円の増額補正をお願いするものでございます。

以上、簡単ではございますが、平成22年度斑鳩町一般会計補正予算（第6号）のうち、厚生常任委員会が所管します補正についての説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

委員長 報告が終わりましたので、何かお聞きしたいことがあれば、お受けいたします。

(な し)

委員長 次に、(7)平成22年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)について、理事者の報告を求めます。
面巻国保医療課長。

国保医療 それでは、各課報告事項の(7)平成22年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)につきまして、ご説明を申し上げます。

恐れ入りますが、資料8をご覧くださいませでしょうか。本予算補正につきましては、平成22年度の前期高齢者交付金の確定と、この確定に伴う国庫、県支出金の補正、レセプト審査支払システム等の最適化に伴う国民健康保険システム変更業務委託に係る補正、後期高齢者支援金医療費拠出金、老人保健医療費拠出金及び介護納付金の確定と、国庫・県等から受け入れるこれらの概算交付金の確定に伴う補正、前年度療養給付費負担金等の精算に伴う超過交付分の返還に係る補正などとなっております。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,208万2千円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ34億501万8千円とするものでございます。

はじめに、歳出予算の補正につきましてご説明を申し上げます。

下段の歳出総括表(案)をご覧くださいませでしょうか。

第1款 総務費の一般管理費では、平成23年度からの原則オンライン化に伴い、紙レセプト中心の運用から電子レセプトを前提とした運用が開始されます。このことにより、医療機関・薬局から審査機関、保険者まで、電子レセプトで処理することが可能になります。このレセプト審査支払システム等の最適化の一環として、平成23年5月に国保共同電算処理システムの本可動が予定されており、これらに係る被保険者情報等のデータをやり取りする手順や形式などに変更を要することから、国民健康保険システム変更業務委託料63万円の増額補正をお願いするものであります。

次に、第3款 後期高齢者支援金等では、平成22年度の後期高齢者支援金の額が確定したことから、1,453万1千円の減額補正をお願いするものでございます。

次に、第5款老人保健拠出金では、同じく平成22年度の拠出額が確定したことから、341万8千円の減額補正をお願いするものであります。

次に、第6款介護納付金につきましても、平成22年度の納付額が確定したことから1,724万5千円の減額補正をお願いするものでございます。

次に、第10款 諸支出金についてでございますが、1,355万4千円の増額補正をお願いするものであります。その内訳につきましては、一般被保険者償還金で、療養給付費等国庫負担金に係る過年度分の返還として、870万5千円の増額、特定健康診査等負担金に係る過年度分の国・県への返還として、それぞれ12万7千円の増額補正を、退職者被保険者等償還金では、退職者医療療養給付費等交付金に係る過年度分の返還として、459万5千円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、第12款前年度繰上充用金では、平成21年度決算により執行額が確定したところから107万2千円の減額補正をお願いするものであります。

続きまして、歳入予算の補正についてでございます。

上段の歳入総括表（案）をご覧くださいませでしょうか。

はじめに、第2款国庫支出金では、7,704万円の減額補正をお願いしております。その内訳は、療養給付費負担金では、医療費給付費現年度分で、この負担金の算定に用いられる前期高齢者交付金の確定により5,069万9千円の減額、後期高齢者支援金分現年度分で、後期高齢者支援金の確定により310万7千円の減額、介護納付金分現年分で、介護納付金の確定により586万3千円の減額補正をお願いするものであります。

老人保健医療費拠出金負担金では、老人保健医療費拠出金の確定により、137万7千円の減額補正をお願いするものでございます。

また、財政調整交付金では、医療給付費分普通財政調整交付金で、この交付金の算定に用いられる前期高齢者交付金及び老人保健拠出金の確定により1,375万円の減額、後期高齢者支援金分普通財政調整交付金で、後期高齢者支援金の確定により82万2千円の減額、介護納付金分普通財政調整交付金で、介護納付金の確定により155万2千円の減額補正をお願いする

ものでございます。

次に、第4款前期高齢者交付金では、平成22年度の概算交付額の確定したことから1億4,873万2千円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、第5款 県支出金では、財政調整交付金で1,254万1千円の減額補正をお願いするものでございます。第2款 国庫支出金の財政調整交付金と同様の理由で、医療給付費分普通財政調整交付金で1,069万5千円の減額、後期高齢者支援金分普通財政調整交付金で63万9千円の減額、介護納付金分普通財政調整交付金で、120万7千円の減額補正をお願いするものでございます。

最後に、第10款の諸収入についてであります。歳入欠かん補てん収入で、歳出予算の補正のところでご説明申し上げました前年度繰上充用金の補正額と同額の107万2千円と、今回の予算補正において歳入が歳出を上回ったことによって生じた財源8,016万1千円、あわせまして8,123万3千円を減額補正させていただくものでございます。

以上で、平成22年度 斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）につきましてのご説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

委員長

報告が終わりましたので、何かお聞きしたいことがあれば、お受けいたします。

(な し)

委員長

次に、(8)平成22年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について、理事者の報告を求めます。 佐藤福祉課長。

福祉課長

それでは、平成22年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）につきまして、ご説明いたします。資料9の平成22年度介護保険事業特別会計補正予算（第1号）歳入、歳出総括表（案）により、説明いたします。
既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,989万3千円を増額

し、歳入歳出予算総額をそれぞれ16億4,409万3千円とするものでございます。

まず、歳入予算の補正でございます。第8款、繰入金として、その他一般会計繰入金では、後で説明します、介護従事者処遇改善臨時特例基金繰入金の増額補正に伴い、減額補正が必要となったため33万1千円の減額を、次に、介護給付費準備基金繰入金では、繰越金に残額が生じるため、介護給付費準備基金繰入金の減額補正が必要となったため100万円の減額をお願いするものでございます。

次に、介護従事者処遇改善臨時特例基金繰入金で、平成21年度の介護従事者処遇改善臨時特例基金に未執行が生じたことにより追加補正が必要となったため33万1千円の増額をお願いするものでございます。

次に、第9款繰越金におきまして、平成21年度決算の確定に伴い、介護保険給付関係の歳入、及び歳出につきまして、歳入金額の方が多かったため、その差額について平成22年度に繰り越すことになり、繰越金3,089万3千円の増額補正をお願いするものでございます

次に下の、歳出予算の補正でございます。第3款基金積立金につきましては、平成21年度決算の確定に伴い、繰越額から償還金等を差し引きました余剰金を介護保険給付費準備基金へ積み立てるため、1,970万9千円の増額補正を、次に、介護従事者処遇改善臨時特例基金積立金で33万1千円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、第5款諸支出金では、平成21年度分の被保険者保険料の払戻しとして、第1号被保険者保険料還付金が確定したことから81万7千円の増額補正をお願いするものでございます。

また、国庫支出金および県支出金等におきまして、平成21年度の給付実績以上の介護給付費等を国、県等から受け入れており、翌年度清算として平成22年度にこの超過交付額を返還するため、償還金として903万6千円の増額補正をお願いするものでございます。

以上、簡単ではございますが、平成22年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）についての説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

委員長 報告が終わりましたので、何かお聞きしたいことがあれば、お受けいたします。

(な し)

委員長 次に、(9)平成22年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について、理事者の報告を求めます。

面巻国保医療課長。

国保医療課長 それでは、各課報告事業の(9)の平成22年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)につきまして、ご説明を申し上げます。

恐れ入りますが、資料10をご覧くださいませでしょうか。

本補正予算につきましては、平成21年度会計における繰越金の確定と、この繰越金を財源とした後期高齢者医療保険料等負担金及び被保険者保険料の払戻しに要する補正となっており、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ87万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ3億887万3千円とするものでございます。

はじめに、歳入予算の補正についてでございます。上段の歳入総括表(案)をご覧くださいませでしょうか。第5款繰越金で、平成21年度会計の出納整理期間中に収納のあった保険料等及び還付未済となった保険料に係る広域連合からの還付金を繰り越すもので、87万3千円の増額補正をお願いするものでございます。

続きまして、下段の歳出予算の補正についてでございます。第2款後期高齢者医療広域連合納付金では、繰り越しさせていただき保険料を広域連合に納付することから、後期高齢者医療保険料等負担金43万円の増額補正をお願いするものでございます。次に、第3款諸支出金では、繰り越しさせていただき広域連合からの還付金を被保険者に償還することから、44万3千円の増額補正をお願いするものでございます。

以上で、平成22年度 斑鳩町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)につきましてのご説明とさせていただきます。何とぞ、よろしくお願い申し上げます。

委員長 報告が終わりましたので、何かお聞きしたいことがあれば、お受けいたします。

(な し)

委員長 他に、理事者側から報告しておくことはございませんか。
清水福祉課参事。

福祉課参事 1点報告がございます。斑鳩町次世代育成支援後期行動計画の概要版についてです。今、お手元に配布させていただいておりますのは、今年の3月の当委員会で後期行動計画書(案)を報告させていただいた後に、最終の協議会を開催をいたしまして、そこで承認をいただき、県に報告をいたしました「斑鳩町次世代育成支援後期行動計画」の概要版でございます。

計画策定の趣旨・人口と少子化の推移・計画の期間・策定方法・計画のテーマ・計画の基本方針・各事業の数値目標等をコンパクトにまとめさせていただきました。

今後の周知・啓発として、この概要版を、町内の保育園、幼稚園、いきいきプラザ斑鳩、図書館、公民館等に配布をし、またホームページや、9月号広報においても特集を掲載いたしまして子育てのお役に立てていただければと思っております。以上でございます。

委員長 報告終わりました。何かこれに対して質疑等がございますか。

(な し)

委員長 以上、各課報告事項については、終わります。
続いて、4. その他について、各委員より質疑等があればお受けいたします。休憩します。

(午前10時36分 休憩)

(午前10時36分 再開)

委員長

再開します。

次にその他について、質疑等あればお受けいたします。

(な し)

委員長

特にございませんか。ちょっとひとつ、私から気になることがありますねんけども、前回総務委員会で、これも関係ある部署ですけれども、職員の窓口対応でモニターの意見でいろいろ書かれてましたけども、これにつきましても特に職員については、いろいろ接遇の向上を努めていただきたいと思いますし、また、これは臨時職員の方も書かれてるかなと思いますけども、また、臨時職員は1年更新になりますので、またそれも指導も徹底してもらうのは当然ですけども、やっぱり採用時にその辺のことも十分配慮しながら、今後、採用等の試験についてもお願いしたいと考えています。やっぱりモニターに書かれるというのは相当いろいろあると、また私もいろいろ聞かされてますので、その辺もうやっぱり十分配慮をお願いしたいと思います。これは要望でお願いします。

それでは、その他についてもこれをもって終わります。

以上をもちまして本日の審査案件については全て終了いたしました。

なお、本日の委員会報告のまとめについては正副委員長にご一任いただきたいと思いますがお異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

ありがとうございます。

それでは、閉会にあたり町長の挨拶をお受けします。

小城町長。

(町長挨拶)

委員長

これをもって、厚生常任委員会を閉会いたします。ご苦労様でした。

(午前10時40分 閉会)